■選挙「投ひょうは あなたが主役 さぁ行こう」

宮城県議会議員一般選挙

投票日は4月10日(日)・期日前投票は4月2日(土)から

任期満了に伴う宮城県議会議員一般選挙が、四月十日(日)に行われます。投票時間は午前7時から午後7時まで、鳴子温泉地域に限っては午前7時から午後6時までです。県政に対するあなたの思いを大切な一票に託しましょう。

問 選挙管理委員会事務局 ☎(23)9124

大崎選挙区は定数四人

議員定数条例で、大崎選挙区（大崎市の区域）は、定数四人と定められています。

大崎市で投票できる人

今回の選挙で投票できるのは、平成三年四月十一日以前に生まれた人で、大崎市に平成二十二年十二月三十一日以前に転入届出を行い、大崎市の選挙人名簿に登録されている人です。

今年の一月一日以降に大崎市から県内の市区町村に転出した人は、大崎市で投票することになります。この場合、大崎市または転出先の市区町村が発行する**「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」**が必要となります。大崎市の場合、市役所市民課と各総合支所市民税務課で交付します。

なお、一月一日以降に二回以上市町村を越えて住所を異動した場合は投票できません。

今年の一月一日以降に県内の市区町村から大崎市に転入した人は、前の住所地で投票することになります。

市内で転居した人

今年の三月三日までに転居届出をした人は、転居先の投票所で投票することになります。三月四日以降に転居届出をした人は、前の住所地の投票所で投票することになります。

投票時間と投票所

■投票時間

投票時間は、午前七時から午後七時までです。

平成十五年から導入された期日前投票を利用する人が増え、投票日当日の投票時間を繰上げしても支障がないと判断し、今回の選挙では、これまで午後八時までとしてきた投票所閉鎖時刻を一時間繰り上げ、投票時間を午前七時から午後七時までとしました。

鳴子温泉地域に限っては、午前七時から午後六時までとしましたのでご注意ください。

投票日当日は、お早めに投票所にお出かけください。

■投票所

投票日当日は、郵送された投票所入場券に記載されている投票所でしか投票できません。投票所入場券を確認してください。

投票の方法

❶受付・名簿対照

選挙人名簿との対照、本人確認を行います。投票所入場券を提出してください。

❷投票

投票用紙に候補者名を一人書いて投票します。

■代理投票や点字投票ができます。

投票所では、身体の不自由な人や字を書くことが困難な人のために、係員が投票の手伝いをする代理投票制度があります。また、目の不自由な人のための点字投票制度もあります。

利用したいときは、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票制度

投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭などの用事があるため投票所に行くことができない場合、投票所と同じように投票ができます。

期日前投票は、市内のいずれの期日前投票所でも投票できます。

▼期間 四月二日(土)から四月九日(土)までで、土曜日・日曜日でも投票できます。

▼時間 午前八時三十分から午後八時まで

▼場所 市役所または各総合支所に設置した期日前投票所

※四月七日(木)・八日(金)の二日間は午前八時三十分から午後五時まで鳴子温泉地域の鬼首・川渡の両出張所にも設置します。

■期日前投票の方法

❶宣誓書の作成

受付で、投票日当日に投票所へ行けない理由を申立て、かつ、その申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を作成します。

投票所入場券を持参してください。

❷投票

投票用紙に候補者名を一人書いて投票します。

投票時間が変ります

地域別の投票時間	
古川地域	午前7時～午後7時 1時間繰り上げ
松山地域	
三本木地域	
鹿島台地域	
岩出山地域	
田尻地域	
鳴子温泉地域	午前7時～午後6時 投票所により1時間繰り上げ

不在者投票制度

投票日に、次のような場合に該当する人は、不在者投票ができます。

■出張・旅行などで大崎市以外の市区町村に滞在している場合

滞在先の市区町村の選挙管理委員会で告示日の翌日（四月二日）から投票日の前日（四月九日）まで不在者投票ができます。

滞在先で投票を行う場合は、大崎市選挙管理委員会に投票用紙など必要な書類を、早めに請求してください。

■病院、老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院、入所している場合

都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設として指定した病院、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設等の施設内で不在者投票ができます。

不在者投票指定施設で投票を行う場合は、入院または入所中の施設に不在者投票したい旨を申し出てください。

郵便等投票制度

身体に重度の障がいがある選挙人が、現在お住まいの場所で投票用紙に記載し、これを郵便等により送付し投票する制度です。

対象となるのは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人で一定の重度の障害を有する人、または介護保険「要介護五」の認定を受けている人です。

郵便等による不在者投票を行うためには、あらかじめ大崎市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けておくことが必要です。

選挙公報の配布

候補者の氏名、経歴、政見等を掲載したものが選挙公報として発行されます。

四月八日(金)までに行政区長を通じ各世帯に配布します。

入場券の発送

投票所入場券は三月二十五日(金)に発送する予定です。届くまで三日程度を要します。届きましたら、記載された内容を確認してください。

また、投票する際は、必ず本人が投票所入場券を持参してください。

なお、紛失したり忘れたりした場合は投票所の係員に申し出てください。

開票の場所と開始時刻

場所 古川総合体育館

開始時刻 午後八時三十分

明るい選挙啓発ポスターコンクールで文部科学大臣・総務大臣賞を受賞

受賞作品を手にする加藤 活代 さん（敷玉小学校５年生）

立候補予定者・政党等説明会

日時 3月9日(水) 13時30分～15時30分

会場 県大崎合同庁舎 1階 大会議室

対象 大崎、栗原、加美、遠田のいずれかの選挙区に立候補を予定している人

※県内５箇所に分けて開催します。

主催 宮城県選挙管理委員会

問 宮城県選挙管理委員会事務局 ☎022-211-2343

■交通安全

交通事故が多発しています

問 防災安全課交通防犯担当 ☎(23)5144

◇交通死亡事故が多発！

大崎市内では、今年に入り一月中に、田尻・鹿島台・三本木地域で三人（三件）が亡くなる交通死亡事故が連続して発生しています。

この死亡事故の三件は、車両単独、自転車横断中、歩行中とすべて高齢者が亡くなっています。

警察署では交通事故の著しい多発傾向に対処するため、連日、街頭指導取締りを強化実施中です。

多発している交通事故を防ぐために、一人ひとりが次の点に注意して、交通安全に心がけましょう。

◎高齢者の交通事故防止

高齢者の夜間における道路横断中の事故が多発しています。道路を横断するときは必ず止まって左右の安全を確かめましょう。

また、反射材などを活用して目立つ工夫をしましょう。

車を運転する人は、夕方、早めのライト点灯を心掛け事故防止に努めましょう。

◎飲酒運転・スピード違反等無謀運転の追放

飲酒運転や最高速度違反は致死率（死に至る確立）が極めて高くなっています。

車の運転は、交通法令を正しく守り**「酒飲み運転追放3ない運動」**を実施しましょう。

酒飲み運転追放 3ない運動

❶運転する時は酒を飲まない
❷酒を飲んだら運転しない
❸運転者には酒を出さない

古川警察署 ☎(22)2311
鳴子警察署 ☎(82)2249